

2022年度(令和4年度)専安連 安全衛生教育・特別教育等の申込み案内

教育概要

- ◎ あらたに職長に就くことになった者は、「**職長・安全衛生責任者教育**」を必ず受講しなければなりません。(安衛法第60条)
- ◎ また、「**職長・安全衛生責任者教育**」受講後、概ね5年経過する毎に「**職長・安全衛生責任者能力向上教育**」の受講が義務付けられています。
また、一部の技能講習についても受講修了から概ね5年経過ごとに能力向上教育を受ける必要があります。
- ◎ また、危険又は有害な業務で、厚生労働省が定めるものに労働者を就かせる時は、事業主は特別教育を受講させる義務があります。(安衛法59条)
- ◎ それぞれの教育を受けず作業した場合、その時点で安衛法違反となり処罰される可能性があります。(安衛法119条)

専安連では、受講者皆さんの受講しやすさを第一に考えています。

- 一、安い講習費。…………… 家計にやさしく、財布にやさしい。
- 一、仕事のない土曜日、日曜日の講習実施…………… 仕事のため平日に講習行けない。
- 一、各講習とも複数回実施(2回/年以上)…………… 受講逃しても次がある。
- 一、身近な危険作業の安全衛生教育…………… 最も身近な危険作業の特別教育。

専安連では、以下の身近な危険有害作業についての安全衛生教育を実施しています。

- ① 職長・安全衛生責任者教育
- ② 職長・安全衛生責任者能力向上教育
- ③ 足場組立等作業主任者能力向上教育
- ④ 玉掛け業務能力向上教育
- ⑤ 足場組立等作業特別教育
- ⑥ フルハーネス使用作業特別教育
- ⑦ 丸ノコ使用作業特別教育
- ⑧ 自由研削といし特別教育
- ⑨ 低圧電気取扱業務特別教育

教育案内

【受講対象者】

法定職長・安全衛生責任者教育	新しく職長となる者(労働者を直接指揮監督する者)
職長・安全衛生責任者能力向上教育	職長安責者教育受講後、概ね5年経過した者
足場組立等作業主任者能力向上教育	作業主任者技能講習終了後 概ね5年経過した者
玉掛け作業能力向上教育(再教育)	玉掛け技能講習修了者

【講習予定日】

講習名	講習日(令和4年4月～令和5年3月)						受講料/回 (テキスト代含)	申込み締切
	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回		
①職長・安全衛生責任者教育	5/14・15 (土)(日)	7/9・10 (土)(日)	9/10・11 (土)(日)	11/5・6 (土)(日)	1/21・22 (土)(日)	3/11・12 (土)(日)	9,000円	受講日 10日前
②職長・安全衛生責任者能力向上教育	10/15(土)	-	-	-	-	-	5,000円	
③足場組立等作業主任者技能講習能力向上教育	10/16(日)	-	-	-	-	-	6,000円	
④玉掛け作業能力向上教育(再教育)	12/3(土)	-	-	-	-	-	5,000円	
⑤足場組立等作業特別教育	12/4(日)	-	-	-	-	-	5,000円	
⑥フルハーネス使用作業特別教育	2/25(土)	-	-	-	-	-	5,000円	
⑦丸ノコ使用作業特別教育	2/26(日)	-	-	-	-	-	5,000円	
⑧自由研削といし使用特別教育	3/25(土)	-	-	-	-	-	5,000円	
⑨低圧の電気取扱業務特別教育	3/26(日)	-	-	-	-	-	5,000円	

※職長・安責者教育の開催日は、R4年4月公表の日付と変わっていません。

※講習開催日は、専安連行事の都合により、変更する場合があります。

開催日1か月前に、電話でのご確認をお願いします。

※また、コロナ感染状況、受講者数が少ない場合(10人以下)など、開催を中止する場合があります。

開催中止は開催日の10日前に判断し、中止の場合のみ申込み者に電話にてご連絡いたします。

【予定人員】

11名以上30名以下

【受講料】

職長・安全衛生責任者教育	9,000円	(テキスト代含む)
職長・安全衛生責任者能力向上教育	5,000円	(〃)
足場組立等作業主任者能力向上教育	6,000円	(〃)
玉掛け作業能力向上教育(再教育)	5,000円	(〃)
足場組立等作業特別教育	5,000円	(〃)
フルハーネス使用作業特別教育	5,000円	(〃)
丸ノコ使用作業特別教育	5,000円	(〃)
自由研削といし特別教育	5,000円	(〃)
低圧電気取扱作業特別教育	5,000円	(〃)

【講習日数】

職長・安全衛生責任者教育 土曜日・日曜日の2日間
その他の講習 ;土曜日又は日曜日の1日間

【修了証の交付】

受講終了後、直接本人に交付します。
講習の一部を欠席(15分以上)した受講者には交付しません。

【申込み方法】

(1) 受付

受講申込み書に必要事項を記入後、下記申込み先までFAXまたは郵送
でお申込み下さい。電話、メールでの受付は致しません。
不明な点は、下記申込み先にお問い合わせください。

安全協会もしくは会社単位で、まとまった人数(11名以上)の
受講を希望する場合は、別途受講日等の相談を受け賜われます。

※ 職長・安責者能力向上教育は、職長・安責者教育修了証の写しを申込書に添付のこと。

※ 足場組立等作業主任者能力向上教育・玉掛け再教育も、技能講習修了証の写しを
申込書に添付のこと。

(2) 申込み先

〒540-0034
大阪市中央区島町2丁目1番5号 建団連会館内
大阪建設専門業安全協会連合会
TEL 06-6946-2228
FAX 06-6946-1436 担当 大島

(3) 申込み締切

受講日の10日前。
申込みが期日より遅れる場合には、ご連絡ください。

(4) 変更

受講申込み事項に変更(受講希望日、受講者名、受講人数等)の場合は、
開催日の10日前までに申込み用紙に再記入し、電話連絡のうえFAXにて提出してください。
変更手続きを取ります。

(5) お振込み

受講申込み書の受理後、講習主催者より受講票と振込案内を郵送いたします。
開催日の7日前までに所定振込先にお振込みください。
お振込みが確認できない場合は、受付を取り消します。
領収書は振込み記録をもって領収書と代えさせていただきます。
また、どの様な場合でも、振込み後の返金は致しかねます。ご了承ください。

令和4年度 受講申込書(1講座につき1申込書)

受講申込み時の注意事項

※複数受講者を申込み担当者が申込みする場合は、担当者欄および複数受講者欄を記入のこと。

※複数受講者の申込み担当者は当会からの連絡に責任を持つこと。

※受講者が本人のみの場合、複数受講者名記入欄は記入不要。

※職長・安責者能力向上教育を申込み場合は、職長・安全衛生責任者教育修了証の写しを添付すること。

※足場等作業主任者能力向上教育を申込み場合は、足場等作業主任者技能講習修了証の写しを添付すること。

※玉掛け再教育を申込み場合は、玉掛け技能講習修了証の写しを添付すること。

※職長・安全衛生責任者能力向上教育を受講しても、法定職長教育の受講とはなりません。

※足場等作業主任者技能能力向上教育を受講しても足場等作業主任者技能講習修了とはなりません。

※玉掛け再教育を受講しても玉掛け技能講習修了とはなりません。

※この申込書に記載された個人情報本講習の案内、受講票の送付等に使用しそれ以外で使用しません。

希望受講講座		講座名 (申込み案内参照)			受講日(講習予定日参照)		
受講者本人・複数申込み担当者記入欄	フリガナ	フリガナ			生年月日(西暦)	年齢	
	氏名 (受講本人又は複数申込み担当者名)				.	.	
	住所 (受講本人又は複数申込み担当者)	〒	TEL				
		フリガナ					
	・所属会社名 ・会社所在地	フリガナ		住所		会社TEL	
安全協力会名	元請会社 安全協力会の紹介で受講の場合、元請名および安全協力会名を記入して下さい。 (元請会社名)				(安全協力会名)		
複数受講者名記入欄	受講者氏名	所属会社名	職種	生年月日(西暦)	年齢	受講者住所・TEL番号	
	1			.	.	TEL	
	2			.	.	TEL	
	3			.	.	TEL	
	4			.	.	TEL	
受付者記入欄	所在地名 称	〒540-0034		TEL (06)-6946-2228		FAX (06)6946-1436	
		大阪市中央区島町2丁目1番5号 大阪府建団会館内				メールアドレス senanren@sunny.oc	
		大阪建設専門業安全協力会連合会 (略称;専安連)					
	受付月日	受講番号			振込期限		振込月日
※申込者は受付者欄は記入しないでください				修了証番号			

【講習会場位置図】

住所 〒540-0034

大阪府中央区島町二丁目一番五号

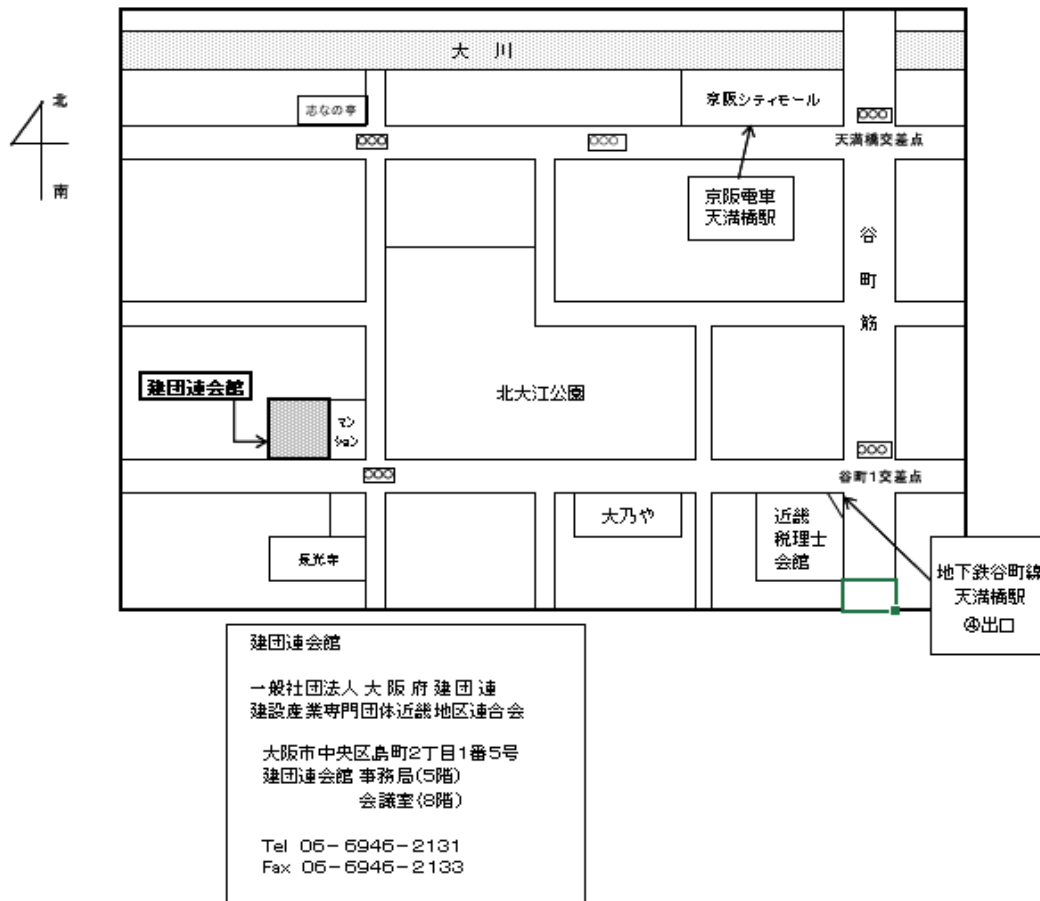
大阪建団連会館8階会議室

TEL 06-6946-2228

FAX 06-6946-1436

メールアドレス senanren@sunny.ocn.ne.jp

建団連会館地図



【建団連会館】



【会場周辺コインパーキング位置図】



路上駐車場も沿道沿いに11区画あるが60分おきに課金しなければならず講習の合間をぬって課金は不可能。路上駐車場での駐車はしないでください。

※ 公共交通機関を利用すること。最寄り駅 谷町線 天満橋駅
京阪電車 天満橋駅